

平成29年度第1回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	平成29年8月24日(木) 午前10時～12時
場 所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局(説明者)	清水副区長、玉川総務部長、有我経理管財課長、 深川施設保全課長、鈴木建設工事課基盤工事担当課長 石井建設工事課副参事(土木工事担当)、 柴田契約担当係長、杉尾契約担当係長、 前田契約担当係長
議事概要	1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 (1)指名停止措置の状況について (2)平成28年度下半期 工事請負契約の概要について (3)平成28年度下半期 工事請負契約抽出案件について (4)その他 4 閉会 ※詳細は、別紙のとおり
審議の対象 とした期間	平成28年10月1日～平成29年3月31日 (合計131件、制限付き一般競争入札56件、総合評価落札方 式3件、希望制指名競争入札17件、指名競争入札10件、随意 契約45件)
提出された 報告資料	平成29年度 第1回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」(資料3)のとおり
主な意見・質問 回答等	別紙のとおり
備 考	

## 平成 29 年度第 1 回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

### 1 指名停止措置の状況について

事務局より資料 1 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の委員会で、指名停止処分を受けた業者が、別の案件を受注した場合、自覚を持って施工させるために、誓約書を提出させるという提案については、そのような対応も必要であるとの回答だったが、検討した結果、その後何らかの対策を実施しているのか。</li> <li>・指名停止対象業者は本店ではなく、支店、営業所を単位とするのか。</li> <li>・契約についても支店・営業所等の担当部署を相手方として締結することとなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、事故を起こした場合、受注業者には今後事故を起さない旨の内容を含めた報告書を提出させています。 また、今年度より、どの受注業者に対しても、区でこれまで発生した事故のリストを提示し、それにどう対処していくかという回答書を提出させて意識づけをさせています。</li> <li>・指名停止の対象は会社単位ですが、規模の大きな会社では、入札参加資格を支店長や営業本部長に委任する形としているところもあります。その場合、形式名称としては支店・営業所となっています。</li> <li>・入札参加資格でそのように申請していれば、支店・営業所と契約することとなります。</li> </ul>

### 2 平成 28 年度下半期工事請負契約について

事務局より、資料 2-1～2 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第一項第 6 号理由の随意契約について、契約金額が高額な案件もあるが、どのような経緯で随意契約となったのか。</li> <li>・大規模工事に付帯する工事については、随意契約になってしまうことになれば、本体工事の契約金額を競争入札により決定した意味がなくなるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、学校の改築工事の場合、本体工事契約締結後に、付帯工事を施工する必要がある場合には、本体工事を受注している業者に任せる方が、他よりも効率的な工事が期待できること、また、仮設などの費用の節約により、安価な金額で契約できることなどの理由から随意契約にしています。</li> <li>・付帯する契約を自動的・一律的に随意契約にしてしまうと競争性・透明性を損なうこととなります。競争入札が原則であることを踏まえつつ、馴染まないものについては随意契約としています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事を発注するときに、あらかじめ予測できる付帯工事も含めて一括して入札を行うべきではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事契約後に付帯工事を施工する必要が生じたため、本体工事と別発注としました。本来、付帯工事は本体工事と一括して発注することを原則としており、あらかじめその必要性を精査することが重要であると認識しております。</li> </ul>
--	--

### 3 平成 28 年度下半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した 5 案件について、事務局より資料 3～8 に基づき報告し、審議を行った。

#### (1) 制限付き一般競争入札案件（1 件）

- 大田区立大森第四小学校校舎（棟番号①－1 その他）取壊し工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率がやや低めである。入札額が低いことはいいことだが、あまり低額な案件について問題はないのか。</li> <li>・最低制限価格の基準は。</li> <li>・この建物はいつ建築されたのか、また延べ床面積は。</li> <li>・アスベストは含んでいたのか。その場合にどう対応したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事は一般的に、落札率が比較的低い傾向にあります。ご指摘のとおり、落札金額が低価格の場合は、品質の確保という点で問題があります。それを解消するために、大田区では最低制限価格を設けて、この金額未滿の入札は、雇用の環境など品質を保てないと判断して、失格としています。本案件も、最低制限価格を設定しているので、問題はないと考えています。</li> <li>・区の規定で予定価格の 2 / 3 ～85%の間で設定しています。</li> <li>・今回の案件は複数年にわたって建築しています。おおむね昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて建築しました。また、面積については正確な数字としては今用意しておりませんが、規模的には他の小学校と比較して中規模程度です。</li> <li>・外壁のペンキにアスベストが含有していたため、その除去費も予定価格に計上しました。</li> </ul>

#### (2) 総合評価落札方式（1 件）

- 水泳場施設整備工事（温水プールシェルター改修）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルターとは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲面となっている壁の部分です。シェルターの素材は、採光にも優れているポリカーボネートです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目の中で、高齢者、障がい者雇用等がある。区としてはこの種の項目について意識を高めてもらうために設けていると思うが、実際にこの項目に該当する業者の状況を知りたい。</li> <li>・技術評価の項目に該当する業者が少ないという現状を考えると、評価点の比重を増やすといった工夫をすることも検討課題だと思うが。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は10社中、障がい者雇用については、2、3社程度、高齢者雇用は大部分が該当しています。協力雇用主は3社ほどが該当していました。</li> <li>・総合評価落札方式であっても価格点の高い業者が落札する傾向が強いのが現状です。区としても、制度の意義が反映されるよう検討していきます。</li> </ul>
--	--

(3) 希望制指名競争入札 (1件)

○ 西六郷小学校鉄部塗装改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の実績がないため指名しないとあるが、区での契約実績が一度もないと指名されないのか。</li> <li>・新規業者について参入の機会を全く閉ざすというのでは問題ではないか。</li> <li>・経過調書を見ると、2回の入札を行っているが、それでも落札率は高い。これは何が理由なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者を決定する際は、区の指名実績を重視しています。</li> <li>・区契約で、入札には至らない少額の契約を積み重ねることにより実績を積んでもらい、指名に至ったケースもあります。</li> <li>・塗装面積を提示して、各社足場や養生の種類も考えて積算しています。原価としては各業者ほとんど大差ないと思われますが、あとは経費をどう考えているかだと思います。</li> </ul>

(4) 指名競争入札 (1件)

○ 洗足池公園改良工事 (東部) その1

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の受注業者は、過去に指名停止を受けている。このような業者に対してどのような対応をしたか。</li> <li>・その対応で、本件については、工事の履行状況も問題なかったということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほども、説明しましたが、今後、事故を起さない旨の内容を盛り込んだ事故報告書を提出させています。</li> <li>・今回の工事で、民家の壁を損傷させる事故を起しています。区としては再発防止に向けて、今年度、他業者の事故も含めたリストを提示して改善策を考えさせる方法を取り入れています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・この件については指名停止の措置は講じなかったのか。</li> <li>・指名停止の可否については一定の法則に基づいて判断しているのか。</li> <li>・指名をする場合は、職員が単独で行うのではなく、選定委員会等を開いて決めるような制度となっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は、道路舗装工事中の事故で、監督員が道の端まできれいに舗装しようという配慮から、ぎりぎりまで転圧した結果起こったものです。物損事故であり、損傷の被害も大きくなかったので、指名停止を行いませんでした。 また参考までに、今回受注業者が指名停止を受けた案件は、工事ではなく公園業務委託で、作業中に公園の門扉を損傷した理由によるものです。</li> <li>・被害の程度、事故の原因等を考慮して判断しています。</li> <li>・契約担当者が指名競争入札基準に基づいて、指名案を作成し、係長と協議後、上司が最終的に確認して指名業者を決定しております。</li> </ul>
---	---

(5) 随意契約（1件）

○ 大田区役所本庁舎耐震性向上改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注業者は契約実績がないとのことだが、高額であるため、契約締結までの経緯を知りたい。</li> <li>・プロポーザルは何社申し込みがあったのか。また、検討専門員とは、どのような分野な方か。</li> <li>・工事としては特殊なものか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前提となる設計については、入札は行っていませんが、プロポーザルで業者を決定しました。このプロポーザルでは、新築の設計とは違い、既存建築物の振動解析のほかに、工事には振動を制御する機器等を設置する必要から、業者のノウハウが不可欠であるため、設計と工事を同一業者に発注することとしました。 また工事費用については、設計の段階で、工事の進め方を含めて検討したうえで決定し、契約を締結しました。</li> <li>・参加者は三社でした。 検討専門員については、建築構造を専門とする大学教授です。</li> <li>・建物の揺れを半減させるために、建物の中の42か所に地震時のエネルギーを吸収する制震ダンパーという機器を設置するという大変特殊な工事です。壁面に斜めに設置した太い鉄棒の中に機器が入っています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の業者は、もともと本庁舎を建設した業者と違うのか。</li> <li>・本庁舎を建設したという理由で優先的に選定したのか。</li> <li>・高額な契約であるが、選定の経過等について記録に残しているのか。</li> <li>・契約金額が適切であるという判断の根拠は。たとえば課長一人で決定するといった恣意的な金額になっていないか。</li> <li>・安全面等について、計算書に基づいて専門員の意見も聞いたのか。</li> <li>・技術者では価格が妥当であるかの判断は難しいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果的には同一の業者となっています。</li> <li>・選定はプロポーザルに基づいております。それ以外の要因については選定から除外しております。</li> <li>・プロポーザルの結果として記録しています。</li> <li>・課長のほかに建築・機械・電機の職員及び、他課の技術職にも目を通してもらい、複数の目で確認しました。合わせて、単価・数量等基準のあるものについては基準表と照らし合わせて積算しました。</li> <li>・計算結果に基づいて、施工者を含めずに専門員と協議を行いました。</li> <li>・プロポーザルを実施する際は、工法等の企画面だけでなく、価格も評価項目にあるので、その点も反映されていることから問題はないと考えています。</li> </ul>
--	---

#### 4 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の入札・契約制度の改革について区の対応は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の入札制度改革は以下の四点です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予定価格の事後公表</li> <li>② 1 者入札の中止</li> <li>③ 低入札価格調査制度の導入</li> <li>④ J V と単体企業の混合入札</li> </ol> </li> <li>まず、① 予定価格の事後公表については、区では従前から事後公表としているため、結果的に同じ考え方となりました。</li> <li>事前公表では、入札額が高いところに集中し、場合によってはくじ引き案件も増え、競争性が保てない危険性があるため、このまま引き続き運用していきます。</li> </ul>

	<p>次に②1者入札の中止については、工期の遅れが出るなどのデメリットもあるため、都の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>続いて③低入札価格調査制度の導入については、大田区では最低制限価格制度を導入しており、ダンピングの防止対策となっております。低入札価格調査制度もメリットはありますが、判断の基準を精緻に作りこむ必要があること、導入に際し、事務量の増大が予想されることなどから直ちに同調することは難しいと考えておりますが、こちらも都の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>最後に、④JVと単体企業の混合入札については、大企業優位な状況になってしまう可能性が高いため、案件ごとに大企業・中小企業それぞれに発注していくなどバランスを取りながらJVを弾力的に運用して対応していきます。</p> <p>総論としては、区も入札改革は行っているもので、直ちに東京都に同調するのではなく、その動向を注視して、効果的と判断すれば、取り入れていくことを前向きに検討していきます。</p>
--	--

平成29年度第2回委員会を平成29年12月に開催予定。